

官報

号 外
国会会議録

令和八年四月十七日

○第二百一十一回 参議院会議録第九号

令和八年四月十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

令和八年四月十七日

午前十時開議

第一 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

吉良よし子君から海外渡航のため来る二十三日から九日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長猪口邦子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○猪口邦子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、環境保護に関する南極条約議定書の確かつ円滑な実施を確保するため、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動として同地域の海域において行われる科学的調査の追加等を行うとともに、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該活動の主宰者による対応措置の実施の義務付け等の同議定書附属書Ⅵの締結に係る措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国内担保措置の検討に

令和八年四月十七日 参議院会議録第九号

請暇の件 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

時間を要した理由、南極地域における観光の現状と環境への影響の防止策、海洋環境を含めた南極地域の環境保全の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九

賛成 二百三十九

反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第二 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤孝江君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○伊藤孝江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うとするものであります。

委員会におきましては、危険運転致死傷罪の規定を改正する趣旨、いわゆる飲酒類型と高速度類型に数値基準を設ける根拠と合理性、いわゆる飲酒類型の実質要件を維持することとした趣旨等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

一

令和八年四月十七日 参議院會議録第九号 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百三十九

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第三 犯罪による収益

の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長北村経夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、預貯金通帳の不正譲渡等に対する

罰則の引上げ、いわゆる送金バイト等に対する罰則の創設、警察官による架空名義口座を用いた措置に関する規定等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、特殊詐欺の発生状況、罰則の引上げ等による抑止効果、架空名義口座を用いた措置の運用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百三十五

反対

四

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
関口昌一君	福山哲郎君

中田 優子君	宮出 千慧君
平戸 航太君	櫻井 祥子君
後藤 翔太君	小林さやか君
安達 悠司君	塩入 清香君
庭田 幸恵君	杉本 純子君
初鹿野裕樹君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	大津 力君
岩本 麻奈君	山中 泉君
浜口 誠君	松田 学君
安藤 裕君	梅村みずほ君
磯崎 哲史君	神谷 宗幣君
上田 清司君	奥村 祥大君
白川 容子君	かごしま彰宏君
岩渕 友君	大門実紀史君
牛田 茉友君	水野 孝一君
山添 拓君	江原くみ子君
原田 秀一君	吉良よし子君
山田 吉彦君	伊藤 辰夫君
仁比 聡平君	岡崎 太君
田村 まみ君	芳賀 道也君
小池 晃君	石 平君
足立 康史君	後藤 斎君

金子 道仁君	松野 明美君
浜野 喜史君	伊藤 孝恵君
青島 健太君	中条きよし君
舟山 康江君	榛葉賀津也君
川合 孝典君	嘉田由紀子君
高木かおり君	片山 大介君
石井 苗子君	柴田 巧君
松沢 成文君	浅田 均君
猪瀬 直樹君	上野はたる君
若林 洋平君	新実 彰平君
山本 啓介君	ながえ孝子君
佐々木りえ君	永井 学君
友納 理緒君	石井めぐみ君
福山 守君	脇 雅昭君
古庄 玄知君	長谷川英晴君
藤井 一博君	星 北斗君
小林 一大君	加藤 明良君
生稲 晃子君	赤松 健君
宮本 周司君	阿達 雅志君
山田 宏君	井上 義行君
滝波 宏文君	上月 良祐君
北村 経夫君	三原じゅん子君
舞立 昇治君	山下 雄平君
野上浩太郎君	松村 祥史君
古賀友一郎君	高橋 克法君
酒井 庸行君	佐藤 啓君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
野村 哲郎君	小野田紀美君
牧野たかお君	望月 良男君
北村 晴男君	平山佐知子君
齊藤健一郎君	百田 尚樹君

神谷 政幸君	梶原 大介君	越智 俊之君	若井 敦子君	宮本 和宏君	東野 秀樹君	山本佐知子君	吉井 章君	いんどう周作君	かまやち敏君	寺田 静君	白井 正一君	本田 顕子君	朝日健太郎君	進藤金日子君	今井絵理子君	こやり隆史君	石田 昌宏君	馬場 成志君	藤川 政人君	長谷川 岳君	江島 潔君	渡辺 猛之君	青木 一彦君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	中西 祐介君	山本 順三君	岡田 直樹君	石井 準一君	松山 政司君	末松 信介君	有村 治子君	高良 沙哉君	安野 貴博君	伊波 洋一君	尾辻 朋実君	高橋はるみ君	清水 真人君	郡山りよう君	出川 桃子君	西田 英範君	泉 房穂君	見坂 茂範君	小林孝一郎君	鈴木 大地君	高木 真理君	岩本 剛人君	小川 克巳君	船橋 利実君	山田 太郎君	自見はなこ君	藤木 眞也君	松川 るい君	打越さく良君	大家 敏志君	上野 通子君	森 まさこ君	古川 俊治君	猪口 邦子君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

松下 新平君	福岡 資麿君	浅尾慶一郎君	西田 昌司君	吉田 忠智君	櫻井 充君	鶴保 庸介君	橋本 聖子君	木村 義雄君	鈴木 宗男君	吉川 沙織君	中曽根弘文君	ラサル石井君	奥田ふみよ君	福島みずほ君	山内佳菜子君	伊勢崎賢治君	小島とも子君	村田 享子君	古賀 千景君	柴 慎一君	鬼木 誠君	塩村あやか君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	古賀 之士君	杉尾 秀哉君	石垣のりこ君	田島麻衣子君	羽田 次郎君	木戸口英司君	熊谷 裕人君	古賀 之士君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君	小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	田名部匡代君	森 ゆうこ君	蓮 舫君	長浜 博行君	佐々木雅文君	下野 六太君	原田大二郎君	宮崎 勝君	里見 隆治君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

杉 久武君	横山 信一君	上田 勇君	秋野 公造君	高橋 光男君	平木 大作君	竹谷とし子君	石川 博崇君	谷合 正明君	西田 実仁君	天畠 大輔君	木村 英子君	法務大臣	平口 洋君	環境大臣	石原 宏高君	国務大臣 (国家公安委員長)	あかま二郎君	加田 裕之君	串田 誠一君
-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	------	--------	-------------------	--------	--------	--------

後藤 斎君	平戸 航太君	原田 秀一君	伊藤 孝恵君	川村 雄大君	原田大二郎君	司 隆史君	窪田 哲也君	岡崎 太君	石井めぐみ君	安藤 裕君	中田 優子君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	小池 晃君	白川 容子君	伊勢崎賢治君	天畠 大輔君	松川 るい君	補欠	佐々木雅文君	司 隆史君	梅村みずほ君	櫻井 祥子君	大島九州男君	伊勢崎賢治君	平戸 航太君	後藤 斎君	大島九州男君	村田 享子君	補欠	伊藤 孝江君	川村 雄大君	石井めぐみ君	岡崎 太君	懲罰委員	原田大二郎君	平木 大作君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	議院運営委員会	理事 勝部 賢志君 (勝部賢志君の補欠)
-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	----	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	----	--------	--------	--------	-------	------	--------	--------	---------------------------	---------	----------------------

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

政治資金適正化委員会委員

野々上 尚君

秋山修一郎君

片山 泰宏君

大泉 淳一君

森田 祐司君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

石垣のりこ君

田名部匡代君

予算委員

辞任

補欠

田名部匡代君

石垣のりこ君

秋野 公造君

佐々木雅文君

白川 容子君

大門実紀史君

天晶 大輔君

奥田ふみよ君

懲罰委員

辞任

補欠

平木 大作君

秋野 公造君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三〇号)

原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三一号)

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三二号)

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大門実紀史君

小池 晃君

財政金融委員

辞任

補欠

小池 晃君

大門実紀史君

国家基本政策委員

辞任

補欠

青木 愛君

安野 貴博君

行政監視委員

辞任

補欠

安野 貴博君

青木 愛君

同日衆議院から、同院は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

政治資金適正化委員会委員

野々上 尚君

秋山修一郎君

片山 泰宏君

大泉 淳一君

森田 祐司君

同日衆議院議長から、国会は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

政治資金適正化委員会委員

野々上 尚君

秋山修一郎君

片山 泰宏君

大泉 淳一君

森田 祐司君

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

小池 晃君

大門実紀史君

財政金融委員

辞任

補欠

大門実紀史君

小池 晃君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案(閣法第五八号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第三三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ君提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に対する答弁書(第二六号)

参議院議員高良沙哉君提出「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問に対する答弁書(第二七号)

参議院議員石垣のりこ君提出ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問に対する答弁書(第二八号)

同日内閣を経由して経済産業大臣から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第五項において準用する同条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の十二第七項及び同条第八項において準用する同条第七項並びに第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。 同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。 カザフスタン共和国 マウレン・サガットハン ウルイ・アシムバエフ上 院議長 ユオザス・オレカス国会 議長 リトアニア共和国 同日議長は、サイソムボーン・ポムヴィハーン・ラオス人民民主共和国国民議会議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。 同日議長は、サンダグ・ビャンバツオグト・モンゴル国国家大会議議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。 同日議長は、チャン・タイン・マン・ベトナム社会主義共和国国議会議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。 去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 青木 一彦君 補欠 西田 英範君	法務委員 辞任 有村 治子君 補欠 加藤 明良君 山崎 正昭君 小林孝一郎君 財政金融委員 辞任 小林孝一郎君 補欠 山崎 正昭君 西田 英範君 青木 一彦君 文教科学委員 辞任 上野 通子君 補欠 松山 政司君 厚生労働委員 辞任 本田 顕子君 補欠 磯崎 仁彦君 経済産業委員 辞任 加藤 明良君 補欠 有村 治子君 上野 ぼたる君 串田 誠一君 環境委員 辞任 磯崎 仁彦君 補欠 本田 顕子君 松山 政司君 串田 誠一君 上野 ぼたる君 同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第四二二号) 法務委員会に付託 内閣委員会に付託	南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 環境委員会に付託 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問主意書(塩村あやか君提出(第二九号)) 原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三〇号) 原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三二号) 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三三二号) 去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 西田 英範君 補欠 出川 桃子君 総務委員 辞任 出川 桃子君 補欠 青木 一彦君 法務委員 辞任 加藤 明良君 補欠 有村 治子君 小林孝一郎君 山崎 正昭君 財政金融委員 辞任 青木 一彦君 補欠 西田 英範君 山崎 正昭君 小林孝一郎君	文教科学委員 辞任 松山 政司君 補欠 上野 通子君 厚生労働委員 辞任 磯崎 仁彦君 補欠 本田 顕子君 経済産業委員 辞任 有村 治子君 補欠 加藤 明良君 環境委員 辞任 上野 通子君 補欠 松山 政司君 本田 顕子君 磯崎 仁彦君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際問題に関する調査会委員 辞任 若井 敦子君 補欠 山本 啓介君 脇 雅昭君 高橋はるみ君 国民生活・経済に関する調査会委員 辞任 かまやち敏君 補欠 梶原 大介君 星 北斗君 清水 真人君 上野 ぼたる君 石井めぐみ君 資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員 辞任 出川 桃子君 補欠 神谷 政幸君 西田 英範君 友納 理緒君 宮本 和宏君 永井 学君
--	---	--	--

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

いんどう周作君 進藤金日子君
加田 裕之君 石田 昌宏君
小林 一大君 朝日健太郎君
鈴木 宗男君 生稲 晃子君
福山 守君 白井 正一君
山本佐知子君 山田 太郎君
吉井 章君 山田 宏君
原田 秀一君 牛田 茉友君
宮出 千慧君 櫻井 祥子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事 上野はたる君 (串田誠一君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

同日議長は、次の内閣提出案を「デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

出川 桃子君 若井 敦子君

総務委員

辞任 補欠

青木 一彦君 出川 桃子君
脇 雅昭君 磯崎 仁彦君

法務委員

辞任 補欠

山崎 正昭君 東野 秀樹君
牧山ひろえ君 柴 慎一君

外交防衛委員

辞任 補欠

小林 一大君 松山 政司君

財政金融委員

辞任 補欠

柴 慎一君 牧山ひろえ君

農林水産委員

辞任 補欠

山崎 正昭君

経済産業委員

辞任 補欠

石井 準一君

国土交通委員

辞任 補欠

若井 敦子君 青木 一彦君

環境委員

辞任 補欠

石井 準一君 加藤 明良君
磯崎 仁彦君 脇 雅昭君
松山 政司君 小林 一大君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員

辞任 補欠

鈴木 大地君 こやり隆史君
出川 桃子君 井上 義行君
西田 英範君 長谷川英晴君
東野 秀樹君 江島 潔君
若井 敦子君 加藤 明良君
郡山りよう君 古賀 千景君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任 補欠

高橋はるみ君 脇 雅昭君
山本 啓介君 若井 敦子君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

梶原 大介君 かまやち敏君
清水 真人君 星 北斗君
石井めぐみ君 上野はたる君

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任 補欠

神谷 政幸君 出川 桃子君
友納 理緒君 西田 英範君
永井 学君 宮本 和宏君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

朝日健太郎君 小林 一大君
生稲 晃子君 鈴木 宗男君
石田 昌宏君 加田 裕之君
白井 正一君 福山 守君
進藤金日子君 いんどう周作君
山田 太郎君 山本佐知子君
山田 宏君 吉井 章君
牛田 茉友君 原田 秀一君
櫻井 祥子君 宮出 千慧君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第三三三号)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

若井 敦子君 青木 一彦君

総務委員

辞任 補欠

磯崎 仁彦君 脇 雅昭君

法務委員

辞任 補欠

東野 秀樹君 山崎 正昭君
柴 慎一君 牧山ひろえ君

外交防衛委員

辞任

松山 政司君

補欠

小林 一大君

財政金融委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

柴 愼一君

農林水産委員

辞任

山崎 正昭君

補欠

東野 秀樹君

経済産業委員

辞任

石井 準一君

補欠

加藤 明良君

国土交通委員

辞任

串田 誠一君

補欠

上野ほたる君

環境委員

辞任

青木 一彦君

補欠

若井 敦子君

加藤 明良君

石井 準一君

小林 一大君

松山 政司君

脇 雅昭君

磯崎 仁彦君

上野ほたる君

串田 誠一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員

辞任

井上 義行君

補欠

出川 桃子君

江島 潔君

東野 秀樹君

加藤 明良君

若井 敦子君

こやり隆史君

鈴木 大地君

長谷川英晴君

西田 英範君

古賀 千景君

郡山りよう君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 審査報告書

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第四二号) 審査報告書

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五一号) 審査報告書

審査報告書

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月十六日

参議院議長 関口 昌一殿

環境委員長 猪口 邦子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境保護に関する南極条約議定書の確かつ円滑な実施を確保するため、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動として南極地域の海域において行われる科学的調査の追加等を行うとともに、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主事者による対応措置の実施の義務付け等の同議定書附属書Ⅵの締結に係る措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、令和八年五月に広島市で開催される第四十八回南極条約協議国会議において、環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵの発効に向けた取組を共有し、環境保護に関する南極条約議定書の確かつ円滑な実施のため、主導的な役割を果たすこと。

二、南極地域における観光の活発化により、環境上の緊急事態が発生する蓋然性が高まっていることに鑑み、南極地域の環境保全について、旅行者及び観光客に対する周知啓発の更なる充実に努めること。また、南極地域の環境保全を図るため、観光への規制の在り方について検討すること。

三、本法の円滑な運用を図るため、環境上の緊急事態について、南極条約協議国会議等において提供される過去の事故の事例を含め、引き続き知見を収集しつつ、南極地域という特殊な環境で起き得る事態とその対応措置について十分に検討し、本法の実効性担保に必要なガイドラインを計画的に作成すること。また、作成したガイドラインについては、各締約国の国内実行の参考となるよう情報共有を行うとともに、南極地域の自然環境及び観光客の増加等社会環境の変化を踏まえた見直しを定期的に行うこと。

四、本法の実効性を確保するため、南極地域への環境省職員の派遣を引き続き実施し、南極地域における観測活動に伴う廃棄物等の適切な処理の確認等に万全を期すること。また、南極地域の環境保全に継続して取り組む専門的な人材の育成・確保等、体制の整備を行うこと。

五、我が国の南極地域観測事業が気候変動、プラスチック汚染等による地球環境への影響の調査に重要な役割を果たしていることを踏まえ、継続的な事業実施のための体制の充実及び南極観測船「しらせ」の後継船も含む予算の確保に努めること。

右決議する。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律

南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督(第二十一条―第二十三条)」を「第三章の二 環境上の緊急事態等への対応(第四章 監督(第二十一条―第二十三条))」に、

「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条―第三十三条」を「第三十一条―第三十五条」に改める。

第一条中「措置等」を「措置、環境上の緊急事態等への対応に係る措置等」に、「附属書Ⅴ」を「附属書Ⅵ」に改める。

第三条第六号ロ中「船舶の航行」を「単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶」に改め、「航空機」の下に「航行又は」を加え、同号ハを削り、同条中第十三号を第十五号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 環境上の緊急事態 議定書附属書Ⅵ第二条(b)に規定する環境上の緊急事態をいう。

八 緊急時計画 南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件(以下単に「事件」という。)が発生した場合において、当該事件に対応するための計画をいう。

第三条に次の一号を加える。

十六 対応措置 議定書附属書Ⅵ第二条(f)前段に規定する対応措置であつて、環境省令で定めるものをいう。

第五条第一項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改める。

第六条第一項中「事項」の下に「当該南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあつては、第九号に掲げる事項を除く。」を加え、同項第七号中「次条第一項第一号から第三号まで」を「次条第一項第一号イからハまで」に改め、同項に次の二号を加える。

八 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による環境上の緊急事態の防止措置(環境上の緊急事態の危険及びこれが南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響を削減するための措置をいう。以下同じ。)に関する事項

九 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における第二十号の四第四項後段若しくは第二十号の五第二項に規定する負担金、第二十号の六に規定する償還又は第二十号の八第一項に規定する納付金(第十二条第二項及び第二十号の十において「負担金等」という。)のための資金の調達手段に関する事項

第六条第四項中「申請書」の下に「及び緊急時計画」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 南極地域活動を主宰しようとする者は、次に掲げる事項を記載した緊急時計画を作成し、申請書と併せて提出しなければならない。

一 当該南極地域活動において発生が想定される事件に関する事項
二 事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項
三 第二十号の三第一項の規定による通報の手続に関する事項

四 事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項
五 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項

六 事件の対応に関する能力の向上に資する研修に関する事項
七 事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項

八 その他環境省令で定める事項
第七条第一項を次のように改める。

環境大臣は、申請について、次の各号(当該申請に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い当該申請に係る南極地域活動計画の確認をするものとする。

一 当該南極地域活動計画に含まれる全ての南極地域活動が次のイからホまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十号の規定に違反するものがないこと。

ロ 当該南極地域活動を構成する行為の全部

又は一部が第十四条第二項各号に該当する場合においては、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの(科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。)であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。

ハ 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書Ⅴ第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあつては、科学的調査のため欠くことができないものであること)。

二 当該南極地域活動が次項の規定に適合すること。

ホ ロからニまでに規定する南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあつては、ロからニまでのいずれにも適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

ニ 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により生ずるおそれがある環境上の緊急事態の防止措置が、議定書附属書Ⅵ第二条(e)に規定する客観的基準として同条(e)(i)から(iii)

までに掲げる要素を勘案して環境省令で定める基準に適合するものであること。 三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における前条第一項第九号に規定する資金の調達手段が、当該資金の確保のために適当なものであると認められること。 四 緊急時計画が適正に作成されていること。 第八条第一項中「に含まれる南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に」を「前条第一項第一号から第三号までのいずれにも」に改め、同項第二号及び第三号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第三項中「申請書が提出された場合において」を削り、同項第一号中「それに含まれるすべての南極地域活動が」を「その申請の内容が」に、「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項第一号イからニまで」に、「同項第五号」を「同号ホ」に改める。	ければならない。 第三章の次に次の一章を加える。 第三章の二 環境上の緊急事態等への対応に係る措置 (南極地域活動を実施する際の防止措置の実施) 第二十条の二 主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たっては、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとらなければならない。 (南極地域活動により事件が発生した場合の措置) 第二十条の三 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動により事件が発生した場合には、環境省令で定めるところにより、当該事件が発生した日時及び場所、当該事件の状況、第三項の規定によりとった措置その他の事項を直ちに環境大臣に通報しなければならない。 2 主宰者は、環境大臣から、事件による南極地域の環境への悪影響を削減するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。 3 主宰者は、事件が発生したときは、直ちに、確認を受けた南極地域活動計画に係る緊急時計画に従い、当該事件に対応するための措置をとらなければならない。 4 環境大臣は、前項の措置をとるべき主宰者が当該措置をとっていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。	5 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。 この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を当該命令をされた主宰者に負担させることができる。 (環境上の緊急事態の公示及び対応措置の実施) 第二十条の四 環境大臣は、前条第一項の規定による通報を受けた場合その他確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による事件の発生に関する情報を得た場合において、事件の発生の状況その他の事情を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、環境省令で定めるところにより、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をするとともに、当該公示の内容を第三号に規定する主宰者に通知するものとする。 一 当該環境上の緊急事態の概要 二 対応措置としてとるべき具体的な措置及びその実施すべき区域 三 対応措置をとるべき主宰者 四 前三号に掲げるもののほか、当該環境上の緊急事態に関し周知すべき事項 2 前項の公示があつた場合には、同項の規定による通知を受けた主宰者は、当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置を迅速かつ効果的に実施しなければならない。 3 環境大臣は、第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとっていないと認めると	きは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。 4 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。 この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を負担金として当該命令をされた主宰者に負担させるものとする。 (関係行政機関の長に対する要請による対応措置の実施) 第二十条の五 環境大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによつては南極地域の環境への悪影響を削減することが困難であり、かつ、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態において対応措置としてとるべき具体的な措置をとることを要請することができる。 2 関係行政機関の長は、前項の規定により環境大臣が要請した対応措置としての措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用の全部又は一部を負担金として同項の主宰者に負担させるものとする。 (締約国の政府による対応措置に係る費用償還請求権) 第二十条の六 締約国の政府は、第二十条の四第一項の公示があつた場合において、同項の規定
--	--	---	---

による通知を受けた主宰者であつて国の機関以外の者であるものが当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置(以下この条及び次条において単に「措置」という。)を迅速かつ効果的に実施せず、締約国の政府が当該主宰者に代わつて当該措置をとつたときは、当該主宰者に対し、当該措置の実施に要した費用の償還を請求することができる。

第二十条の七 前条の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 措置をとつた締約国の政府が当該措置を開始した時又は当該締約国の政府が前条に規定する主宰者を知つた時若しくは相當な注意をもつて知ることができる時のいずれか遅い時から三年間行使しないとき。

二 当該締約国の政府が措置を開始した時から十五年間行使しないとき。

(基金への拠出金の拠出)

第二十条の八 環境大臣は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であつて国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかつたときは、とられるべきであつた対応措置としての措置に要する見込まれる費用として環境大臣が定める金額を議定書附属書Ⅵ第十二条に規定する基金(第三項及び次条において単に「基金」という。)への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、当該環境大臣が定める金額を納付金

として国庫に納付することを命じなければならぬ。

2 前項の規定による命令を受けた主宰者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。

3 政府は、前項の規定による納付金の納付があつたときは、基金に対し、当該納付金の額に相当する金額の拠出金を拠出するものとする。

第二十条の九 政府は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であつて国の機関であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかつた場合において、議定書第一条(c)に規定する南極条約協議国会議においてとられるべきであつた対応措置としての措置の実施に要する見込まれる費用として支払うべきものについて決定があつたときは、当該決定により承認された額を基金に対し拠出するものとする。

(国の機関以外の者である主宰者が負担する費用の限度額)

第二十条の十 国の機関以外の者である主宰者がその行う南極地域活動により発生させた一の環境上の緊急事態について負担する負担金等の額の総額は、議定書附属書Ⅵ第九条に規定する最高限度額を限度とする。ただし、当該主宰者が故意により、又は環境上の緊急事態が生ずるおそれがあることを認識しながらした無謀な行為により当該環境上の緊急事態を発生させたとき

きは、この限りでない。

(連帯責任)

第二十条の十一 二以上の主宰者の南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合には、各主宰者は、これによつて生じた費用の負担について、連帯してその責任を負う。ただし、主宰者の一部が、当該環境上の緊急事態の一部のみが当該主宰者の南極地域活動により発生したことを証明したときは、当該主宰者は当該一部についてのみ責任を負う。

第二十四条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「(行う行為)」の下に、「第二十条の第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条の第四項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行う行為」を加え、同条に次の一項を加える。

4 その行う南極地域活動により環境上の緊急事態を発生させた主宰者が、当該環境上の緊急事態が議定書附属書Ⅵ第八条1(a)から(d)までに規定する事由により発生したことを証明した場合

には、当該主宰者について、第二十条の第四項後段、第二十条の五第二項、第二十条の六並びに第二十条の八第一項及び第二項の規定(当該主宰者が国の機関である場合にあっては、第二十条の四第四項後段及び第二十条の五第二項の規定)は、適用しない。

第三十三条中「第二十九条を」第三十一条に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中

「又は」の下に「これらの規定による」を加え、「者」を「とき」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十一条中「第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入つた」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入つたとき。

二 第二十条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第三十一条を第三十三条とする。

第三十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十条の二の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた防止措置をとらずに当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を実施したとき。

第三十条を第三十二条とする。

第二十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第二十三条第一項又は」を「第二十条の三第四項、第二十条の四第三項又は第二十三条第一項若しくは」に、「者」を「とき」に改め、同条を第三十一条とし、第五章中第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「第六項」の下に、「第二十

条の三第四項、第二十条の四第三項」を加え、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。 (負担金の徴収)	により計算した額の延滞金を徴収することができ。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。	正後の同項本文に規定する確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動とみなす。 3 この法律の施行の際現に改正前の第五条第一項本文に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰している者及び第一項の規定によりなお従前の例により確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰する者については、改正後の第十二条第二項、第三章の二、第二十四条第四項、第二十五条(第二十三条第三項に係る部分を除く。)並びに第二十六条の規定は適用せず、改正後の第二十四条第二項の適用については、同項中「生命若しくは」とあるのは「生命又は」と、第二十条の三第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条の四第二項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行う行為その他」とあるのは「その他」とする。	に対し、当該南極地域活動として実施した内容その他環境省令で定める事項を報告しなければならない。
第二十五条 環境大臣は、第二十条の三第五項後段若しくは第二十条の四第四項後段又は第二十三条第三項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、当該負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。 2 環境大臣は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。	7 前各項の規定は、第二十条の五第二項の規定により関係行政機関の長が負担金を徴収しようとする場合について準用する。 (納付金の徴収) 第二十六条 前条第一項から第六項までの規定は、第二十条の八第一項の納付金について準用する。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第四条の規定 公布の日 二 第三条第六号の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日	3 項本文に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰している者及び第一項の規定によりなお従前の例により確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰する者については、改正後の第十二条第二項、第三章の二、第二十四条第四項、第二十五条(第二十三条第三項に係る部分を除く。)並びに第二十六条の規定は適用せず、改正後の第二十四条第二項の適用については、同項中「生命若しくは」とあるのは「生命又は」と、第二十条の三第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条の四第二項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行う行為その他」とあるのは「その他」とする。	3 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 (政令への委任) 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
3 環境大臣は、前項の規定による督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。 4 環境大臣は、第二項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第六項に規定する延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができ。	第二条 この法律の施行前にされた改正前の第六条第一項に規定する申請であつて、この法律の施行の際、改正前の第五条第一項本文に規定する確認をすることがどうかの処分がされていないものの当該処分については、なお従前の例による。 2 この法律の施行の際現に行われている改正前の第五条第一項本文に規定する確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動は、改正	2 前項に規定する者(附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正後の第三条第六号口に該当する特定活動をしている者を除く。)は、環境省令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境大臣	要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確

令和八年四月十七日 参議院會議録第九号 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うものとして、適切な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法により新たに処罰対象となる罪の趣旨及び内容について、その周知徹底を図ること。

二 本法により導入される「アルコール影響正常運転困難状態」の数値基準については、本法施行後の当該条項の適用状況を踏まえ、必要に応じて、その基準の更なる適正化に関する検討を行うこと。

三 本法により導入される危険運転致死傷罪（高速種類型）の数値基準については、本法施行後の当該条項の適用状況を踏まえ、必要に応じて、その基準の更なる適正化に関する検討を行うこと。

四 本法により導入される危険運転致死傷罪（殊更滑走等類型）については、事案に応じ、適正な運用がなされるよう留意すること。

五 危険運転致死傷罪（高速度類型）に係る数値基準の合理性及び処罰の適正を確保するため、全国各地における道路の最高速度の指定が、当該道路の交通実態を踏まえて適切なものとなっているかどうか不断に見直しを行うこと。特に、

本年九月一日からいわゆる生活道路の最高速度が三十キロメートル毎時へと引き下げられることに鑑み、対象となる道路の交通実態に合わせた最高速度の指定及び道路標識等の設置を同日までに行うよう努めること。

右決議する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第一条 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「原動機付自転車」の下に「（次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。）を加える。

第二条第一号を次のように改める。

一 アルコール影響正常運転困難状態（身体

に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為

第二条中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

第二条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ 最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（原動機付自転車を運転する場合にあつては、同法第三条に規定する普通自動車二輪車の最高速度をいう。以下この号において同じ。）が六十キロメートル毎時以下である場合 最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ 最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合 最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

二 薬物影響正常運転困難状態（薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為

第三条第一項中「又は薬物の影響により、」を「の影響により、」に、「そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態」を「アルコール影響正常運転困難状態」に改め、同項に後段として次のように加える。

薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者も、同様とする。

第六条第一項中「第三号」を「第五号」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第二条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十七条の二第二項第一号中「状態」の下に「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他」を加える。

第百十七条の二の二第二項第三号中「身体」の下に「血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム未満の範囲内又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム未満の範囲内において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(免許の拒否等に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為を理由とする道路交通法第八十四条第一項に規定する免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は同項に規定する自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

審査報告書

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年四月十六日

内閣委員長 北村 經夫

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に

利用されることを防止するための警察官による

預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 近年、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特

殊詐欺等が急増している中、特に預貯金や暗号

資産の口座等を不正に利用した金融犯罪への対

策が急務であることから、金融機関や暗号資産

交換業者を始めとした特定事業者との連携を強

化し、口座等の不正利用に係る情報の共有に一

層努めること。

二 預貯金口座等の不正利用対策を一層強化する

ため、預貯金通帳の不正な譲渡等及びいわゆる

「送金バイト」に係る行為が違法であることを関

係省庁間で緊密に連携して効果的に国民に十分

に周知すること。

三 「送金バイト」について新たに創設された罰則

規定の適用に当たっては、正当な社会経済活動

や商取引等で行われる送金代行行為を抑制する

ことがないよう、許容される事例を可能な限り

明示すること。

四 いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措

置を実施するに当たっては、従事する警察官の

安全を確保するとともに、必要な実施要領を整

備することにより組織的な対応を担保し、恣意的な運用にならないようにすること。また、同措置に協力する金融機関等の業務への負担に十分配慮すること。

五 「架空名義口座」に移転された財産の返還が適切に行われるよう、同口座へ財産を移転した者に関する調査を適切に実施した上で行うこと。

また、特定被害回復給付金の支給については、

給付金が本法に規定する対象被害者に適切に支

給されるよう、支給に係る明確な情報を提供し

た上で実施すること。

六 来日外国人の預貯金口座がマネー・ローンダ

リング等に悪用される事例が多数見られること

から、口座管理の強化が推進されるよう金融機

関を指導すること。また、海外を拠点とした犯

罪の増加等を踏まえ、海外の捜査機関との連携

を一層強化するほか、技術の進展等による犯罪

手口の巧妙化によつて対処が困難な事案の発生

が見込まれることから、不断に情報を収集した

上、必要に応じて法制度面も含め検討を行い、

万全の対策を期すこと。

右決議する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一

部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一

部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の

一部を改正する法律

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条」に改め

る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「二年」を「三年」に、「百万円」を

「五百万円」に改め、第六章中同条を第二十五条

とする。

第二十八条第一項中「以下この条において同

じ」を「第三十二条第四項第一号において「預貯

金取扱事業者」というに、「この項」を「この項

及び第三十二条第四項第一号イ」に、「特定事業

者との間における預貯金契約に係る」を「当該」

に、「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」

に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五

百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十六条

とする。

第二十八条の二第一項中「この項」を「この項

及び第三十二条第四項第一号ロ」に、「二年」を

「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条

第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千

万円」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「この項」を「この項及び

第三十二条第四項第一号」に、「一年」を「三年」

に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項

中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に

改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号八」に、「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十九条とする。 第三十二条中「第二十七条及び前条第三号」を「第二十五条及び前条第一号」に改め、同条を第三十六条とする。 第三十一条第一号中「三億円以下」を「同条」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十三条」に、「二億円」を「三億円」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「前条」に、「同条」を「二億円以下」に改め、同条を第三十五条とする。 第三十条第一項中「この項」を「この項及び次条第四項第一号ホ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。 第三十二条 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引し	た者も、同様とする。 2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知つて、有償で特定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償での特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。 3 業として第一項前段又は前項前段の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。 一 預貯金契約等役務(次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。)を利用して自己以外の者に財産を移転する行為 イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約	ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約 ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約 ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約 ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約 二 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為 三 預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為 第三十三条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し	たとき。 第二十九条の三第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号二」に、「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十条とする。 第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。 目次中「第四章 監督(第十五条―第十九条)」 第四章 監督(第十五条―第十九条) 「第四章の二 口座等犯罪利用防止措置」 第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施 第一款 特定被害回復給付金の支給 第二款 特定被害回復給付金支給手続 第三款 雑則(第十九条の二十八・第十九条第三節) (第十九条の二―第十九条の十) に、「第三 条の十三」 (第十九条の十四―第十九条の十七) 条の二十九」 「 第十六条」を「第三十七条」に改める。 第一条中「措置」の下に「及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置」を加える。 第八条第五項中「都道府県公安委員会」の下に「以下「公安委員会」という。」を加え、同条第六項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。 第十条の二中「第十五号まで」の下に「、第二十五号」を加え、「次条及び第二十二条第二項第二号においてを以下」に改め、「特定信託受益権」の下に「(信託法(平成十八年法律第百八号)
---	---	--	--

第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十条第三項に規定する無記名受益権に該当しないものに限る。」を加え、「同条第十項」を「資金決済に関する法律第二条第十項」に改める。

第十九条第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第三項中「道府県警察本部長」の下に「以下「警察本部長」という。」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 口座等犯罪利用防止措置

第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施

(犯罪利用防止措置用口座等の開設等)

第十九条の二 警察官は、次条の規定による措置(以下「口座等犯罪利用防止措置」という。)を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であつて、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。)を行つて、犯罪利用防止措置用口座等(警察本部長と次の各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの(以下「口座等」という。)であつて、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示

され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。)を開設し、又は設定するよう求めることができる。

一 第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者(第二十六条第一項及び第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。) 別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約(第二十六条第一項において単に「預貯金契約」という。)

二 第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(以下この号及び第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約(第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。)

三 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この号及び第二十八条第一項において「資金移動業者」という。) 資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けること

を内容とする契約

四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第二十九条第一項において「電子決済手段等取引契約」という。)

五 第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者(第三十条第一項において「電子決済等取扱業者等」という。) 銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第三十条第一項において「電子決済等利用契約」という。)

六 暗号資産交換業者 資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第三十一条第一項において「暗号資産交換契約」という。)

(口座等犯罪利用防止措置の実施)

第十九条の三 警察官は、次に掲げる者を認めた場合において、預貯金口座等(前条各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約に係る役務(以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。))の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。)が犯罪に利用されることを防止するために必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に対

し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの(以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。)を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為(第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。)をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報(以下この条において「口座等関係情報」という。)を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合においては、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事実を隠し、又は偽ることができ。

一 第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換情報を譲り

渡し、交付し、又は提供しよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者(通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。) 二 有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、人に依頼し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者(前号に規定する正当な理由があると認められる者を除く。) (特定事業者に対する協力の求め) 第十九条の四 警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。 (移転を受けた財産の保管) 第十九条の五 口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、次の各号に掲げる財産の移転があったときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない。 一 犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転 当該移転に係る財産 二 前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡し、交付又は提供の対価を受け取ることその他の事由による警察官への金銭その他の財産の移転 当該移転	に係る財産 2 警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該換価により得られた金銭を保管することができる。 (保管財産の返還) 第十九条の六 前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速やかに、当該保管の原因となつた同条第一項各号に掲げる財産の移転(以下「保管原因行為」という。)を行った者に対し、当該保管に係る財産(当該財産が金銭債権である場合にあつては、当該金銭債権の価額に相当する金銭)を返還するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情がやんだ後速やかに返還するものとする。 一 この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。 二 保管原因行為が前条第一号に掲げる財産の移転である場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る財産の払戻しを求める訴えが提起されていること又は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続が行われていること。 三 前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情 2 前項の規定により返還する財産の価額又は数量(以下この項及び第四項において「価額」という。)は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。	等」という。)は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。 3 第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。 4 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。 一 当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があつた場合であつて、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。 二 当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であつて、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。 5 第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。 (返還のための調査) 第十九条の七 警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。 2 警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、公務所又は公	私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。 3 警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めたときは、速やかに(同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあつては、当該事情がやんだ後速やかに)、その者に対し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。 (公告) 第十九条の八 警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産(第十九条の六第四項各号に規定する移転があつた場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。)について、前条第一項の規定による調査を行つてもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。 2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一 当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称 二 当該保管財産の保管原因行為があつた日時 三 当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び
---	---	--	---

名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項(前号に掲げる事項を除く。) 四 当該保管財産の内容 五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項 (返還時の措置) 第十九条の九 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該返還を受けるべき者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。 2 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還のため必要があると認めるときは、当該返還を受けようとする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に質問させることができる。 3 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (保管財産の返還を受ける権利の消滅) 第十九条の十 第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月(第十九条の六第一項各号に掲げる事情があった期間を除く。)を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができないとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利(以下「返還請求権」という。)を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅す	る。この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるときは、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。 第二節 特定被害回復給付金の支給 第一款 通則 (定義) 第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。 二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。 三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等(預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。)に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。 四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。	(特定被害回復給付金の支給) 第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。 2 公安委員会は、前項に規定する者(以下「対象被害者」という。)について、相続その他の一般承継があつたときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。 (特定被害回復給付金の支給を受けることができる者) 第十九条の十三 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができる。 一 支給対象犯罪行為により失われた財産(当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。)の価額に相当する損害の全部について、その填補又は賠償がされた場合(当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。)における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人 二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支	給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人 第二款 特定被害回復給付金支給手続 続 (特定被害回復給付金支給手続の開始) 第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合(当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあつては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。)であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続(以下「特定被害回復給付金支給手続」という。)を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産(当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあつては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。)の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。 2 公安委員会は、前項の求めがあつたとき
---	---	---	--

令和八年四月十七日 参議院會議録第九号 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

は、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。

3 前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等ことにするものとする。

4 公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。

5 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

6 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われない旨を公告しなければならない。

(公告等)

第十九条の十五 公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 特定被害回復給付金支給手続を開始した旨

二 特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称

三 当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称

四 当該決定に係る給付資金の額

五 支給申請期間

六 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

3 前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

4 公安委員会は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に關して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用)

第十九条の十六 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)第九条第一項及び第二項、第

十条から第十三条まで、第十四条第一項から第三項まで並びに第十七条の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十四条第三項を除く。)中「法務省		令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第九条第一項第一号	対象被害者	対象被害者(犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)第十九条の十二第二項に規定する対象被害者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)	
第九条第一項第二号	支給対象犯罪行為	支給対象犯罪行為(犯罪収益移転防止法第十九条の十一第三号に規定する支給対象犯罪行為をいう。次号及び次条第二項において同じ。)	
第十一条第二項	第二十八条第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の十八	
第十二条第一項	書面をもつて行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印を	理由を付した書面をもつて	
第十二条第三項及び第十三条	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会	
第十二条第三項	検察庁に	都道府県公安委員会の庁舎に	
第十四条第一項	すべて	当該特定被害回復給付金支給手続(犯罪収益移転防止法第十九条の十四第一項に規定する特定被害回復給付金支給手続をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る全て	
	、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続	及び当該特定被害回復給付金支給手続	

第十四条第二項	費用	費用(犯罪収益移転防止法第十九条の十一第四号に規定する費用をいう。次項において同じ。)
	給付資金	犯罪収益移転防止法第十九条の十一第二号に規定する給付資金
第十四条第三項	犯罪被害財産支給手続	特定被害回復給付金支給手続
	費用等	費用
記載し、法務省令で定めるところにより		記載するとともに、警察庁長官に對し、その旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、速やかに

(特定被害回復給付金支給手続の終了)
第十九条の十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をするものとする。
一 前条において準用する犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(以下「準用支給法」という。)第九条第一項の規定による申請がないとき。
二 準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合において、準用支給法第十条第一項の規定による特定被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定(以下「資格裁定」という。)を受けた者がないとき。
三 準用支給法第十四条第一項及び第二項並びに第十七条の規定(第十九条の二十一第一項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)により支給すべき特定被害回復給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。
二 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に對し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。
三 警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。
第三款 雑則
(調査)
第十九条の十八 公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請をした者(第三十五条第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。)その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。
(損害賠償請求権等との関係)
第十九条の十九 特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。
(不正利得の徴収等)
第十九条の二十 特定被害回復給付金支給手続において、偽りその他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
二 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
三 公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。
四 公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格裁定を受けた者(特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。)があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に

係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

(特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護)

第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条の二十三 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(都道府県の一一般会計への繰入れ等)

第十九条の二十四 警察本部長は、次の各号の

いずれかに掲げる場合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき 当該保管財産

二 第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき 当該公告に係る保管財産

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十七第一項の決定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき 当該給付資金(当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあつては、当該保管をした金額(同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)に相当する金銭を除く。)

二 第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき 当該保管をした給付資金

三 第十九条の二十第三項の規定による保管

をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき 当該給付資金

3 都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当する金額を、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(公安委員会に対する審査の申立て)

第十九条の二十五 次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為(以下この項及び次条において「裁定等」という。)に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができる。

一 準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日

二 第十九条の十七第一項の決定 当該決定の公告があつた日の翌日

三 前二号に掲げるもののほか、この節の規定に基づく手続に係る公安委員会の行為で国家公安委員会規則で定めるもの 国家公安委員会規則で定める日

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があ

るときは、その期間を経過した後であつても、審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十六 この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対して裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為(この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等もしないことをいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用)

第十九条の二十七 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三から第四十一条まで、第四十二条第一項(第四号及び第六号を除く。)及び第二項、第四十二条の二(第三号を除く。)並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十四条を除く。)中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の三第二項	第四十条第一項各号		犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)第十九条の二十五第一項各号
	処分等に		裁定等(同項に規定する裁定等という。以下同じ。)に
第四十条の三第二項第一号及び第三項第一号、第四十二条第一項第三号、第五号及び第七号並びに第二項、第四十二条の二第一号及び第四号、第四十五条、第四十六条並びに第四十七条第一項及び第三項	処分等		裁定等
	前条		犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十一条及び第四十七条第五項	第四十条第一項第三号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第一号
	第四十条第一項の		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項の
第四十二条第一項第一号	第四十条第一項		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項
	第四十条第一項各号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項各号
第四十二条第一項第五号	この法律又はこの法律		犯罪収益移転防止法第四章の二第二節又は同節の規定
	、第六号又は		又は
第四十二条第二項			

第四十二条の二、第四十五条及び第四十七条第二項	第四十条の二		行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれ
	第四十二条の二第一号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十二条の二第四号	審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その		審査の
	第四十三条		犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条の
第四十四条	第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項		犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
	第三十八条第一項から第五項まで		第三十八条
(被害回復給付金	(被害回復給付金		(特定被害回復給付金
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項に		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項に
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一号に掲げる処分又は同項第二号	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一号に掲げる処分又は同項第二号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第二号

令和八年四月十七日 参議院会議録第九号 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された	警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その
第四十七条第一項及び第五項	第四十二条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）
第四十七条第一項及び第二項	都道府県公安委員会
第四十七条第二項	第四十二条の二各号（第三号を除く。）
第四十七条第三項	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
第四十七条第五項	都道府県
第三節 雑則	い。
（適用除外）	3 第十九条の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であつて当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定は、適用しない。
2 警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項並びに第三十二条第二項前段の規定は、適用しない。	4 犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。
（国家公安委員会規則への委任）	第十九条の二十九 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
第二十二條第四項及び第九項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。	第二十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。
第二十六條第一項中「特定事業者（第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二條第四項第一号において」を削り、「と」との」を「と」に改め、「（別表第二條第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号イにおいて同じ。）」を削る。	第二十七條第一項中「第二條第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて」を削り、「と」という。との」を「と」に改め、「（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて同じ。）」を削る。
第二十八條第一項中「第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号において」を削り、「と」という。との」を「と」に改める。	第二十九條第一項中「特定事業者（第二條第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二條の八第二項の規定により同法第二條第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二條第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて」を削り、「と」という。との」を「と」に改め、「（同法第二條第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて同じ。）」を削る。
第三十條第一項中「特定事業者（第二條第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて」を削り、「と」という。との」を「と」に改め、「（銀行法第二條第十七項各号、信用金庫法第八十五條の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて同じ。）」を削る。	第三十一條第一項中「資金決済に関する法律第二條第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）」を削る。
第三十二條第四項第一号中「次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び」及び「又は資金移動業者」を削り、「いう」を含むに改め、同号イからホまでを削る。	第三十六條中「前條第一号」を「前條第一項第一号」に改め、同條を第三十七條とする。

第三十五条第三号中「前条」を「第三十四条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法人法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三 準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、

又は虚偽の記載をした文書を提出したとき
(特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第三条 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号へ及び第二号イ(6)、第六十条第二項第一号ロ及び第二号ロ、第九十四条第二号ハ、第百十六号第二項第二号並びに第百四十五条第二項第一号ハ及び第二号イ(2)中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第四条 特定複合観光施設区域整備法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号へ中「第三十五条を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(6)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。
第六十条第二項第一号ロ中「第三十五条まで」

を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改め、同項第二号ロ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改める。

第九十四条第二号ハ及び第百十六号第二項第二号中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第百四十五条第二項第一号ハ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(2)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

投票者氏名

日程第一 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二九名

青木 一彦君	赤松 健君
浅尾慶一郎君	朝日健太郎君
阿達 雅志君	有村 治子君
生稲 晃子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	井上 義行君
猪口 邦子君	今井絵理子君
岩本 剛人君	いんどう周作君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	大家 敏志君
岡田 直樹君	小川 克巳君
越智 俊之君	小野田紀美君
梶原 大介君	加藤 明良君
かまやち敏君	神谷 政幸君
北村 経夫君	木村 義雄君



見坂 茂範君	上月 良祐君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
小林 一大君	小林孝一郎君
こやり隆史君	酒井 庸行君
櫻井 充君	佐藤 啓君
自見はなこ君	清水 真人君
進藤金日子君	末松 信介君
鈴木 大地君	鈴木 宗男君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝波 宏文君	鶴保 庸介君
出川 桃子君	寺田 静君
友納 理緒君	永井 学君
中曽根弘文君	中西 祐介君
西田 昌司君	西田 英範君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
橋本 聖子君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
東野 秀樹君	福岡 資麿君
福山 守君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 真也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三原じゅん子君	宮沢 洋一君
宮本 和宏君	宮本 周司君
森 まさこ君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 啓介君
山本佐知子君	山本 順三君

吉井 章君	若井 敦子君	浜口 誠君	吉良よし子君	小池 晃君	梶原 大介君	加藤 明良君
若林 洋平君	脇 雅昭君	原田 秀一君	白川 容子君	大門実紀史君	かまやち敏君	神谷 政幸君
渡辺 猛之君	青木 愛君	舟山 康江君	仁比 聡平君	山添 拓君	北村 経夫君	木村 義雄君
石垣のりこ君	石橋 通宏君	山田 吉彦君	伊勢崎賢治君	奥田ふみよ君	見坂 茂範君	上月 良祐君
泉 房穂君	打越さく良君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	天晶 大輔君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
小沢 雅仁君	鬼木 誠君	上田 勇君	川村 雄大君	百田 尚樹君	小林 一大君	小林孝一郎君
勝部 賢志君	岸 真紀子君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	酒井 庸行君
木戸口英司君	熊谷 裕人君	里見 隆治君	下野 六太君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	佐藤 啓君
郡山りよう君	古賀 千景君	杉 久武君	高橋 光男君	福島みずほ君	ラサール石井君	自見はなこ君
古賀 之士君	小島とも子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	進藤金日子君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	谷合 正明君	司 隆史君	平山佐知子君	福山 哲郎君	鈴木 大地君
塩村あやか君	柴 慎一君	西田 実仁君	原田大二郎君	望月 良男君		高橋 克法君
杉尾 秀哉君	高木 真理君	平木 大作君	三浦 信祐君			滝波 宏文君
田島麻衣子君	田名部匡代君	宮崎 勝君	横山 信一君			出川 桃子君
辻元 清美君	徳永 エリ君	青島 健太君	浅田 均君			友納 理緒君
長浜 博行君	羽田 次郎君	石井 苗子君	石井めぐみ君			中曽根弘文君
広田 一君	福士 珠美君	猪瀬 直樹君	上野はたる君			西田 昌司君
三上 えり君	水岡 俊一君	岡崎 太君	嘉田由紀子君			野上浩太郎君
村田 享子君	森 ゆうこ君	片山 大介君	金子 道仁君			橋本 聖子君
森本 真治君	山内佳菜子君	佐々木りえ君	柴田 巧君			長谷川英晴君
横沢 高德君	吉川 沙織君	石 平君	高木かおり君			東野 秀樹君
古田 忠智君	蓮 舫君	中条きよし君	新実 彰平君			福山 守君
足立 康史君	磯崎 哲史君	松沢 成文君	松野 明美君			藤川 政人君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	安達 悠司君	安藤 裕君			船橋 利実君
上田 清司君	牛田 茉友君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君			星 北斗君
江原くみ子君	奥村 祥大君	大津 力君	神谷 宗幣君			舞立 昇治君
かこしま彰宏君	川合 孝典君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君			松川 るい君
後藤 斎君	小林さやか君	塩入 清香君	杉本 純子君			松村 祥史君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君	中田 優子君	初鹿野裕樹君			三原じゅん子君
田村 まみ君	堂込麻紀子君	松田 学君	宮出 千慧君			宮本 和宏君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君	山中 泉君	岩渕 友君			森 まさこ君
日程第二 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)						
賛成者氏名			反対者氏名			
賛成者氏名			○名			
青木 一彦君			吉良よし子君			
浅尾慶一郎君			白川 容子君			
阿達 雅志君			仁比 聡平君			
生稲 晃子君			伊勢崎賢治君			
石井 浩郎君			木村 英子君			
磯崎 仁彦君			北村 晴男君			
猪口 邦子君			伊波 洋一君			
岩本 剛人君			安野 貴博君			
上野 通子君			福島みずほ君			
江島 潔君			齊藤健一郎君			
岡田 直樹君			平山佐知子君			
越智 俊之君			望月 良男君			
小野田紀美君			三三九名			
			赤松 健君			
			朝日健太郎君			
			有村 治子君			
			石井 準一君			
			石田 昌宏君			
			井上 義行君			
			今井絵理子君			
			いんどう周作君			
			白井 正一君			
			大家 敏志君			
			小川 克巳君			
			小野田紀美君			
			梶原 大介君			
			かまやち敏君			
			北村 経夫君			
			見坂 茂範君			
			古賀友一郎君			
			小林 一大君			
			こやり隆史君			
			櫻井 充君			
			自見はなこ君			
			進藤金日子君			
			鈴木 大地君			
			高橋 克法君			
			滝波 宏文君			
			出川 桃子君			
			友納 理緒君			
			中曽根弘文君			
			西田 昌司君			
			野上浩太郎君			
			橋本 聖子君			
			長谷川英晴君			
			東野 秀樹君			
			福山 守君			
			藤川 政人君			
			船橋 利実君			
			星 北斗君			
			舞立 昇治君			
			松川 るい君			
			松村 祥史君			
			三原じゅん子君			
			宮本 和宏君			
			森 まさこ君			
			山下 雄平君			
			加藤 明良君			
			神谷 政幸君			
			木村 義雄君			
			上月 良祐君			
			古庄 玄知君			
			小林孝一郎君			
			酒井 庸行君			
			佐藤 啓君			
			清水 真人君			
			末松 信介君			
			鈴木 宗男君			
			高橋はるみ君			
			鶴保 庸介君			
			寺田 静君			
			永井 学君			
			中西 祐介君			
			西田 英範君			
			野村 哲郎君			
			長谷川 岳君			
			馬場 成志君			
			福岡 資麿君			
			藤井 一博君			
			藤木 眞也君			
			古川 俊治君			
			本田 顕子君			
			牧野たかお君			
			松下 新平君			
			松山 政司君			
			宮沢 洋一君			
			宮本 周司君			
			山下 雄平君			

山田 太郎君	山田 宏君	榎葉賀津也君	竹詰 仁君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	岡田 直樹君	小川 克巳君
山谷えり子君	山本 啓介君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	松田 学君	宮出 千慧君	越智 俊之君	小野田紀美君
山本佐知子君	山本 順三君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	山中 泉君	岩渕 友君	梶原 大介君	加藤 明良君
吉井 章君	若井 敦子君	浜口 誠君	浜野 喜史君	吉良よし子君	小池 晃君	かまやち敏君	神谷 政幸君
若林 洋平君	脇 雅昭君	原田 秀一君	平戸 航太君	白川 容子君	大門実紀史君	北村 経夫君	木村 義雄君
渡辺 猛之君	青木 愛君	舟山 康江君	水野 孝一君	仁比 聡平君	山添 拓君	見坂 茂範君	上月 良祐君
石垣のりこ君	石橋 通宏君	山田 吉彦君	秋野 公造君	伊勢崎賢治君	奥田ふみよ君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
泉 房穂君	打越さく良君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	木村 英子君	天畠 大輔君	小林 一大君	小林孝一郎君
小沢 雅仁君	鬼木 誠君	上田 勇君	川村 雄大君	北村 晴男君	百田 尚樹君	こやり隆史君	酒井 庸行君
勝部 賢志君	岸 真紀子君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	櫻井 充君	佐藤 啓君
木戸口英司君	熊谷 裕人君	里見 隆治君	下野 六太君	安野 貴博君	尾辻 朋美君	自見はなこ君	清水 真人君
郡山りよう君	古賀 千景君	杉 久武君	高橋 光男君	福島みずほ君	ラサール石井君	進藤金日子君	末松 信介君
古賀 之士君	小島とも子君	竹内 真二君	竹谷とし子君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	谷合 正明君	司 隆史君	平山佐知子君	福山 哲郎君	高橋 克法君	高橋はるみ君
塩村あやか君	柴 慎一君	西田 実仁君	原田大二郎君	望月 良男君		滝波 宏文君	鶴保 庸介君
杉尾 秀哉君	高木 真理君	平木 大作君	三浦 信祐君			出川 桃子君	寺田 静君
田島麻衣子君	田名部匡代君	宮崎 勝君	横山 信一君			友納 理緒君	永井 学君
辻元 清美君	徳永 エリ君	青島 健太君	浅田 均君			中曽根弘文君	中西 祐介君
長浜 博行君	羽田 次郎君	石井 苗子君	石井めぐみ君			西田 昌司君	西田 英範君
広田 一君	富士 珠美君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
三上 えり君	水岡 俊一君	岡崎 太君	嘉田由紀子君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
村田 享子君	森 ゆうこ君	片山 大介君	金子 道仁君			長谷川英晴君	馬場 成志君
森本 真治君	山内佳菜子君	佐々木りえ君	柴田 巧君			東野 秀樹君	福岡 資麿君
横沢 高德君	吉川 沙織君	石 平君	高木かおり君			福山 守君	藤井 一博君
吉田 忠智君	蓮 舫君	中条きよし君	新実 彰平君			藤川 政人君	藤木 眞也君
足立 康史君	磯崎 哲史君	松沢 成文君	松野 明美君			船橋 利実君	古川 俊治君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	安達 悠司君	安藤 裕君			星 北斗君	本田 顕子君
上田 清司君	牛田 茉友君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君			舞立 昇治君	牧野たかお君
江原くみ子君	奥村 祥大君	大津 力君	神谷 宗幣君			松川 るい君	松下 新平君
かこしま彰宏君	川合 孝典君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君			松村 祥史君	松山 政司君
後藤 斎君	小林さやか君	塩入 清香君	杉本 純子君			三原じゅん子君	宮沢 洋一君

反対者氏名

○名

日程第三 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名

二三五名

青木 一彦君
浅尾慶一郎君
阿達 雅志君
生稲 晃子君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩本 剛人君
上野 通子君
江島 潔君
赤松 健君
朝日健太郎君
有村 治子君
石井 準一君
石田 昌宏君
井上 義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
白井 正一君
大家 敏志君

宮本 和宏君	宮本 周司君
森 まさこ君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 啓介君
山本佐知子君	山本 順三君
吉井 章君	若井 敦子君
若林 洋平君	脇 雅昭君
渡辺 猛之君	青木 愛君
石垣のりこ君	石橋 通宏君
泉 房穂君	打越さく良君
小沢 雅仁君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	岸 真紀子君
木戸口英司君	熊谷 裕人君
郡山りよう君	古賀 千景君
古賀 之士君	小島とも子君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
塩村あやか君	柴 慎一君
杉尾 秀哉君	高木 真理君
田島麻衣子君	田名部匡代君
辻元 清美君	徳永 エリ君
長浜 博行君	羽田 次郎君
広田 一君	福士 珠美君
三上 えり君	水岡 俊一君
村田 享子君	森 ゆうこ君
森本 真治君	山内佳菜子君
横沢 高德君	吉川 沙織君
吉田 忠智君	蓮 舫君
足立 康史君	磯崎 哲史君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君
上田 清司君	牛田 茉友君
江原くみ子君	奥村 祥大君
かこしま彰宏君	川合 孝典君

後藤 斎君	小林さやか君
榎葉賀津也君	竹詰 仁君
田村 まみ君	堂込麻紀子君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
原田 秀一君	平戸 航太君
舟山 康江君	水野 孝一君
山田 吉彦君	秋野 公造君
石川 博崇君	伊藤 孝江君
上田 勇君	川村 雄大君
窪田 哲也君	佐々木雅文君
里見 隆治君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	司 隆史君
西田 実仁君	原田大二郎君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	横山 信一君
青島 健太君	浅田 均君
石井 苗子君	石井めぐみ君
猪瀬 直樹君	上野はたる君
岡崎 太君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
佐々木りえ君	柴田 巧君
石 平君	高木かおり君
中条きよし君	新実 彰平君
松沢 成文君	松野 明美君
安達 悠司君	安藤 裕君
岩本 麻奈君	梅村みずほ君
大津 力君	神谷 宗幣君
後藤 翔太君	櫻井 祥子君
塩入 清香君	杉本 純子君

中田 優子君	初鹿野裕樹君
松田 学君	宮出 千慧君
山中 泉君	岩渕 友君
吉良よし子君	小池 晃君
白川 容子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山添 拓君
北村 晴男君	百田 尚樹君
伊波 洋一君	高良 沙哉君
安野 貴博君	尾辻 朋実君
福島みずほ君	ラサール石井君
齊藤健一郎君	ながえ孝子君
平山佐知子君	福山 哲郎君
望月 良男君	

反対者氏名

伊勢崎賢治君	奥田ふみよ君
木村 英子君	天畠 大輔君

四名

準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月三十一日

牧山ひろえ

参議院議長 関口 昌一殿

準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書

第五十一回衆議院議員総選挙(以下「第五十一回総選挙」という。)は、準備期間が極めて短い中、厳冬の二月に執行された。特に、豪雪地域にお

いては選挙資材の輸送、投票所の設営、除雪、投票所までの交通確保など、これまでの選挙に比べて多大な準備と追加的経費が必要になったとの指摘がある。また、選挙事務の実施主体である地方自治体においては、短い準備期間だったことによる職員の過剰な業務負担を指摘する声が上がっている。さらに、第五十一回総選挙の影響により、令和八年度予算は年度内に成立せず、国民生活に大きな影響を及ぼすこととなった。

一 第五十一回総選挙の執行について、政府は予備費から約八百五十六億円の支出を決定した。現時点の支出済額について、速報値その他政府が把握している数値を示されたい。また、令和六年十月に執行された第五十回衆議院議員総選挙(以下「第五十回総選挙」という。)の経費と比較してどの程度の差があるか示されたい。

二 第五十回総選挙から一年半に満たない間に第五十一回総選挙が執行されたことについて、政府は国費の観点からどのような認識を有しているか示されたい。また、仮に、第五十一回総選挙に係る経費が約八百五十六億円である場合、国民一人当たり約七百万円の負担が生じた計算となる。物価高が続く中で国民負担を増大させた側面があるとの指摘について、政府はどのように受け止めるか示されたい。

三 第五十一回総選挙は、衆議院解散から四日後に公示という極めて短期間で執行された。そのため、短期間での契約・発注等により、投票所・ポスター掲示場の設営、選挙公報の発行等の経費がこれまでの選挙よりも割高となったと考える。第五十一回総選挙における短期間での

契約・発注等により、第五十回総選挙と比較して、どの程度経費が上昇したか、政府の見解を示されたい。

四 厳冬期以外における選挙執行と比較し、厳冬期における選挙執行によってどのような追加的負担が生じたと政府は認識しているか示されたい。

五 前記のとおり、第五十一回総選挙は、短い準備期間での執行により、地方自治体職員の業務負担が極めて大きかったとの指摘がある。令和八年三月二十七日の参議院予算委員会において、都道府県選挙管理委員会事務局職員の一月の時間外労働が最長二百四十四時間だったと政府が答弁したことからも明らかである。第五十一回総選挙においては、選挙管理委員会の職員だけでなく、休暇を取得していた職員や他の部門の職員も総動員して土曜日や日曜日に準備を行わせるなど、長時間労働を強いることになったことについて、政府は事前に想定していたか示されたい。また、同選挙後に調査等を行い、長時間労働の実態を把握しているか示されたい。

六 第五十一回総選挙は、全国的な受験シーズンと重なった。選挙期間中においては、街頭演説や選挙カーからの連呼などが各地で行われるため、受験への影響があったと史料する。また、選挙権を有する十八歳の若者の多くが受験を控えていたことにより、勉強のために期日前投票の時間を確保できないケースや投票日と受験日が重複したケースもあったと承知している。第五十一回総選挙の執行時期は適切であったと考えるか、政府の見解を示されたい。

七 高市内閣総理大臣は、令和八年一月十九日の解散表明の記者会見において、「なぜ、今なのか、今、主権者たる国民の皆様が決めていただく、それしかない。そのように考えたからでございます」と解散の理由を説明した。前記のように、第五十一回総選挙は、①第五十回総選挙から一年半に満たない時期であったこと、②衆議院解散から極めて短期間で執行されたこと、③厳冬期の二月に執行されたこと、④地方自治体職員に過剰な業務負担を強いたこと、⑤全国的な受験シーズンと重なったことなど、多方面にわたり大きな負担を強いることになった。同時期に第五十一回総選挙を緊急的に執行した理由をより具体的に示されたい。また、その具体的理由について、政府は、国民負担の増加や国会の審議時間短縮など、悪影響に値する緊急性があったという認識か示されたい。

八 高市内閣総理大臣は、前記七の記者会見において、「暫定予算の編成が必要になるかもしれない」、「暫定予算の編成が示されている。第五十一回総選挙について、国民に信を問うべき政策の緊急性が明らかでないだけでなく、高市内閣総理大臣自身が、令和八年度予算の成立が遅れるというリスクを事前に見込んでいたとの理解でよい」か示されたい。

九 令和八年度予算は年度内に成立せず、暫定予算を編成する結果となった。長年にわたる国会における予算審議の慣例を踏まえれば、当該事態は事前に予測されたことである。高市内閣総理大臣の解散時期の判断は、国会を軽視した極めて不見識なものであったと言わざるを得ない。

い。令和八年度予算が年度内に成立しなかったことに対する責任について、政府はどのように受け止めているか示されたい。

十 前記のとおり、第五十一回総選挙の影響により、衆議院予算委員会における審査時間が大幅に短縮され、物価高対策等の議論に十分な時間を充てることができなかった。また、令和八年度予算の成立が四月にずれ込み、新たな物価高対策等を講ずるタイミングも後ろ倒しとなったと考えるが、政府の認識を示されたい。

十一 近年、諸外国においては、首相等による議会議決権の行使について一定の制約を設ける制度が議論又は導入されていると承知している。政府はこうした国際的動向をどのように認識しているか示されたい。また、我が国における衆議院解散の在り方について制度的検討を行う考えはあるか示されたい。

令和八年四月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に対する答弁書
一及び三について
お尋ねの「速報値その他政府が把握している

数値」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「第五十一回総選挙」の執行に係る経費については、国及び地方公共団体において、現在会計処理を進めているところであり、現時点で具体的な金額をお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「第五十回総選挙」の執行に係る経費と比較して、「どの程度の差があるか」及び「どの程度経費が上昇したか」についてお答えすることは困難である。

二について
お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百六十三条の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する費用は国庫の負担とすることとされているところ、選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、御指摘の「第五十一回総選挙」の執行に係る経費については、その選挙を適正に行うために必要なものである。

四について

御指摘の「厳冬期以外における選挙執行と比較」及びお尋ねの「追加的負担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、御指摘の「第五十一回総選挙」に際して、「第五十一回衆議院議員総選挙及び第二十七回最高裁判所裁判官国民審査の投票日等における降積雪対策について」(令和八年一月十九日付け総行管第四十八号総務省自治行政局選挙部長通知)により、「ポスター掲示場の埋没・倒壊、投票用紙・投票所入場券・選挙公報・審査公報等の配布遅延等、予想される積雪による管理執行

上の支障に対する措置について、事前に十分検討すること各選挙管理委員会に対し、要請したところである。

御指摘の「短い準備期間での執行」及び「選挙管理委員会の職員だけでなく、休暇を取得していた職員や他の部門の職員も総動員して土曜日や日曜日にも準備を行わせるなど、長時間労働を強いることになったこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、選挙に関する事務の性質上、「第五十一回総選挙」に限らず、平日夜間や休日も含め、選挙管理委員会の職員に時間外労働が一定程度生ずるものと認識している。

お尋ねの「実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、選挙管理委員会の個々の職員の状況について網羅的に把握しているものではないが、都道府県選挙管理委員会の職員のうち、令和八年一月の時間外労働が最も多い職員の時間外労働の時間数は二百四十四時間であることは把握している。

お尋ねについては、令和八年三月三十日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「解散・総選挙の時期につきましては、物価高対策などについて令和七年度補正予算で当面の対策を措置し、その後順次執行が進んでいたこと、そしてまた、重要な政策転換は主に今年の国会で御審議いただくものが多かったことから、その前に国民の皆様の信を問うべきだと考えたこと、さらには、一月一日の能登半島地

震、また奥能登豪雨の犠牲者追悼の日ですとか、一月十七日の阪神・淡路大震災追悼の日を静かな環境で迎える必要があったことなどを考慮したものでございます。その上で、できるだけ早く国会を開会させ、今年度末までの成立が必要な法案や令和八年度予算の早期成立を図り、国民生活への影響を最小限にするために、総選挙を速やかに実施をいたしました。」と答弁しているとおりであります。

お尋ねの「令和八年度予算の成立が遅れるというリスクを事前に見込んでいた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、暫定予算については、令和八年三月三十日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「予算及び予算関連法案の年度内成立というのは、これは国民の皆様の生活を守っていくためにも、また産業を守っていくためにも大事なこととして、この認識は与野党共に同じだと私は考えてまいりました。解散の時点でそのような前提では考えておりません。」及び「年度内の成立はお願いしつつも、可能性としては、そしてまた制度、そういった方法があるということは理解をいたしております。」と答弁しているとおりであります。

お尋ねについては、令和八年三月三十日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「これまで、国民生活に支障を生じさせないよう、令和八年度予算の年度内成立を目指したいと申し上げてまいりました。結果的に、令和八

年度予算関連法案については例年になくスピーディーに御審議いただいております、衆議院では三月十三日に可決いただいております、現在参議院でも精力的に審議をいただいております。これは、政府として令和八年度予算の年度内成立を目指す方針を一貫して申し上げ、与党の皆様にも御尽力いただき、野党の皆様にも御協力をお願いしつつ、国会での御審議に誠実に対応してきた成果であると思います。他方、国会審議の進め方は国会で決めていただくものでありますから、年度内の成立が不可欠な予算関連法案もある中で、国会運営上、野党の皆様から今後の予算審議日程をお決めいただく前提として暫定予算の編成が必要とお話もあり、予算の空白は一日も許されないということから、今般暫定予算を編成することとしたということでございまして。」と答弁しており、また、同月三十日の記者会見において、尾崎内閣官房副長官が「国会において、年度内成立をお認めいただけなかったことは大変残念だと、そのように考えております。」及び「政府としては、引き続き、令和八年度予算を一日でも早く成立させることが、国民生活に影響を生じさせないための最善の策であると考えております。誠実な対応を行ってまいりたいと、そのように考えています。」と述べているとおりであります。

国会における予算委員会等の開催については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場になく、また、御指摘の「新たな物価高対策等」の具体的に意味するところ

が必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年三月十一日の記者会見において、高市内閣総理大臣が「今後、原油価格が上昇した場合には、ガソリン価格の上昇が見込まれますが、そうした中にあっても、小売価格を全国平均で百七十円程度に抑制するとともに、軽油、重油、灯油などについても同様の措置を講じることとしました。・・・さらに、その後、中東情勢の動向や、それを受けた原油価格の水準も見極めながら、必要な手を打ってまいります。中東情勢の先行きは、いまだ予断を許さない状況でありますことから、事態が長期化する場合にも、息切れすることなく持続的に国民の皆様のお生活を支えるべく、今後とも、支援の在り方は柔軟に検討してまいります。」と述べているとおりであります、今後も適時適切に対応してまいりたい。

前段のお尋ねについては、例えば、令和七年五月に衆議院憲法審査会事務局が作成した「衆議院の解散」に関する資料において、「諸外国の解散制度」について紹介されていることは、承知している。

後段のお尋ねについては、「制度的検討」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府として、衆議院の解散の在り方について検討を行うことは考えていない。

「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年四月一日

高良 沙哉

参議院議長 関口 昌一殿

「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問主意書

高市早苗内閣総理大臣は二〇二六年二月二十日の施政方針演説において、「外国人との秩序ある共生社会の実現」を掲げ、「一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることに配慮しなければなりません。」と発言している。国際化が進んだ現代の多文化共生社会において、同演説が不当な偏見を生み、外国人の排除につながることを危惧する。他方、同演説は、在日米軍人の特権を付与してきた日米地位協定に関する問題に光を当て、同協定の改定への道を開くものとも解釈できる。

在日米軍基地周辺に居住している国民は、在日米軍人による違法行為の不安に長年さらされている。犯罪事件の処理に当たり在日米軍人に特権を与え、違法行為を増長させている日米地位協定に関する問題は深刻である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 「二部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況」に、在日米軍人による違法行為や事件、事故も含まれるか示されたい。含まれない場合、非常に不公平と思料するが、含まれない理由を示されたい。

二 前記演説では、外国人による「問題ある行為に毅然と対応する」と発言していることから、政府は、在日米軍人による度重なる違法行為に対しても「毅然と対応する」とものと解釈する。今後の在日米軍人による犯罪事件の処理をどのように厳格化、迅速化するか示されたい。

三 在日米軍人による基地外での違法行為を含む「違法行為やルールからの逸脱」に対処する手続について、日米地位協定及び日米地位協定に伴う刑事特別法の規定は、日本が毅然と対応する」というには程遠い。例えば、日米地位協定第十七条五(シ)は、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。」と規定しており、米国の協力がなければ、違法行為の疑いのある在日米軍人に対する捜査を行うこともできない。同規定については、一九九五年十月の「刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意」において、「合衆国、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。」として運用改善が合意されている。しかし、依然として、身柄引渡し、捜査協力は、米国の裁量判断に委ねられており、毅然とした対応とは程遠いと思料するが政府の見解を示されたい。違法行為は、国籍の違いに関わらず平等に対応しなければならぬと考える。違法行為の疑いのある在日米軍人に特権を与える規定は、日本国籍者やその他の外国人との間に不公平感を生じさせるものである。「違法行為やルールからの逸脱」に「毅然と対応する」ため、まずは、在日米軍人の「違法行為やルールからの逸脱」につながってきた日米地位協定の改定が急務と考えるが、政府の見解を示されたい。

四 在日米軍の整理縮小が望まれるが、在日米軍人が日本に駐留する間は「秩序ある共生社会の実現」を図るため、日米地位協定による不公平感をどのように改善するか具体的に示されたい。

右質問する。

令和八年四月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や

不公平を感じる状況」は様々であり、どのような場合にこれに該当するかは、個別の事案によることになるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「在日米軍人による度重なる違法行為」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、捜査機関においては、刑事事件として取り上げるべきものについては、個別具体の事案に即して、法と証拠に基づき、適切に対処をしているものと承知している。

三の前半について

お尋ねについては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。第十七条5(a)において、「日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない」と規定されており、また、同条6(a)において、「日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出・・・について、相互に援助しなければならない」と規定されている。したがって、「身柄引渡し、捜査協力は、米国の裁量判断に委ねられて」との御指摘は当たらない。

その上で、一般論として、アメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族による事件・事故については、米側の協力を得つつ、個別具体の事案に即して、捜査を行っている」と承知しており、日米地位協定が捜査の障害となつてゐるとは考えていない。

三の後段及び四について

お尋ねの「在日米軍人の「違法行為やルールからの逸脱につながつてきた日米地位協定」及び「日米地位協定による不公平感」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、日米地位協定について、政府としては、これまで、手当てすべき事項や事案の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つ、具体的な問題に対応してきた。引き続き、このような取組を積み上げることにより、日米地位協定の在り方を不断に検討していく。

ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年四月一日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問主意書

本原稔内閣官房長官は、令和八年三月三十日の記者会見において、中東情勢の悪化を受けたナフ

サ及び医療用石油関連製品等の需給について、現時点で直ちに問題は生じていない旨発言した。また、各石油化学企業がナフサを原料とするポリエチレン等の川下の製品在庫を国内需要の約二箇月分保有していることに加え、米国及び南米からの輸入並びに国内精製によつて約二箇月分が確保可能と見込んでゐる旨発言しており、約四箇月分の供給余力があると解釈できる。さらに、医療用石油関連製品については、関係省庁が連携し、異なるサプライチェーン間での石油関連製品の融通支援によつて安定供給を図る体制を立ち上げた」と報告を受けてゐる旨発言した（これらの発言を以下「官房長官発言」という。）。

しかし、前記の約四箇月分の供給余力は、川下の製品在庫と将来の調達見込みの合算であり、ナフサの在庫や石油化学プラントの継続稼働を直接担保するものではない。既に三菱ケミカルグループ等の石油化学企業は、ナフサ調達の制約を背景とした減産を開始しており、政府の需給認識との間に乖離が生じているとの指摘もある。また、供給不安に関する情報の拡散により実需を上回る在庫の積み増しが行われる可能性がある。さらに、医療用石油関連製品の代替困難性を踏まえれば、官房長官発言は実態を十分に反映していない可能性もある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 官房長官発言について、その判断基準（在庫水準、供給停止事例、価格動向、石油化学プラントの稼働率等）を具体的に示されたい。また、石油化学企業が減産を開始している状況と官房長官発言との関係をどのように評価してい

るか示されたい。

二 前記の約四箇月分の供給余力について、製品在庫、代替輸入、国内精製それぞれの量及び需給予測等の前提条件を明示されたい。また、当該量及び前提条件は継続可能であり、供給余力を維持し得るとの前提に立つか、政府の認識を示されたい。

三 直近のナフサの在庫量を示されたい。また、当該在庫量の減少による石油化学プラントの稼働への影響について、政府の評価を示されたい。

四 官房長官発言中の融通支援について、対象となる製品及び企業、実施主体及び意思決定の仕組み、優先順位の設定基準、実効性を担保する措置を具体的に示されたい。

五 医療用石油関連製品について、原料変更に係る承認手続の迅速化や特例措置の検討状況を示されたい。

六 ナフサの代替輸入について、契約済みの量、輸送中の量、調達見込量を区別して示すとともに、国内に到着する時期の見通しをそれぞれ示されたい。

七 供給不安に関する情報の拡散により、企業による在庫の積み増しや消費者による先買い行動が発生し、実需を上回る購入が短期間に集中する懸念がある。それによつて、流通在庫の偏在及び実質的な供給の逼迫が生ずる可能性について、政府の認識を示されたい。また、当該事態を防止するための情報発信の在り方や需給見通しの公表方法の検討を行っているか示されたい。

八 諸外国においては需要抑制策や使用制限が検討されている。我が国においても同様の措置を講ずる必要性について、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年四月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「判断基準」及び「石油化学企業が減産を開始している状況と官房長官発言との関係」の「評価」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「官房長官発言」に関しては、関係企業から得た「製品在庫」等の情報や、一部の「石油化学企業が減産を開始している状況」も含めた企業の経営の動向等に基づき総合的に判断したものである。

二について

御指摘の「製品在庫、代替輸入、国内精製それぞれの量については、それぞれ、関係企業において、「製品在庫を国内需要の約二箇月分保有していることに加え、中東以外の国からの「代替輸入」及び「国内精製」によつて約二箇月分

を保有しているが、これらの詳細については、関係企業から公表を前提とせずに得た情報であるため、お答えすることは困難である。また、お尋ねの「需給予測等の前提条件」及び「当該量及び前提条件は継続可能であり、供給余力を維持し得るとの前提に立つか」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。 三について お尋ねの「ナフサの在庫量は、関係企業等の営業活動により日々変動していることから、お答えすることは困難である。また、「石油化学プラントの稼働」については、一義的には「ナフサの在庫量」等を踏まえて関係企業が判断するものであると認識しているが、昨今の「中東情勢」を踏まえて政府としても注視してまいりたい。 四について お尋ねの「対象となる製品及び企業、実施主体及び意思決定の仕組み、優先順位の設定基準、実効性を担保する措置」については、いずれも現時点で決定していないが、令和八年三月三十一日に「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース」及び「中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部」を設置し、これらの場において、御指摘の「医療用石油関連製品」のサプライチェーンごとの情報を集約しているところであり、御指摘の「融通支援」の具体的な内容については、それらの情報を精査し、検討しているところである。	五について お尋ねの「医療用石油関連製品」のうち、「原料変更に係る承認手続」等を要する医療機器等について、現時点において、原料又は材料の変更に係る具体的な相談が厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構に寄せられていないため、お尋ねのような「承認手続の迅速化や特例措置」を行うことは考えていないが、引き続き、実態を把握しつつ、必要に応じて対応を検討してまいりたい。 六について お尋ねについては、政府が関係企業から得る情報は公表を前提としたものではなく、また、関係企業等の営業活動により日々変動するものであることから、お答えすることは困難である。 七について 御指摘の「供給不安に関する情報」及び「流通在庫の偏在及び実質的な供給の逼迫」の対象が必ずしも明らかではないが、政府としては、「石油関連製品」の需給状況について、日々関係省庁に設置した情報提供窓口及び関係企業から情報を入手しており、一部では、「流通在庫の偏在」等が生じていること等を踏まえ、その対策に万全を期してまいりたい。また、御指摘の「情報発信の在り方や需給見通しの公表方法」の対象が必ずしも明らかではないが、経済産業省においては、「石油関連製品」に係る情報提供を含め、事務方が日々記者ブリーフィングを行うとともに、大臣による定例の記者会見等を通じて情報発信を行っている。	八について 御指摘の「諸外国」における「需要抑制策や使用制限」及び「同様の措置」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。	
---	--	---	--

